

は県議会議員選挙 の投票日です

4月7日

投票時間

午前7時～午後6時

投票所

入場券に記載してありますので、よくお確かめください。
※3月14日以降に市内転居された方は、前の住所地で投票することになります。

※第10投票区は投票所が変更になりましたので、該当地区の方は、ご注意ください。

開票

4月7日(日)
午後7時30分から
市民会館大ホール

投票所とその区域

(しっかり確認しておきましょう)

投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区、本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区、本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
第3投票区	新町1丁目、新町2丁目、新町3丁目、日宝町	東保育所遊戯室
第4投票区	北上1丁目、北上2丁目、北上3丁目、北上新田、北湯	北上公会堂
第5投票区	山谷町1丁目、山谷町2丁目、山谷町3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	心身障害者福祉センター作業室
第7投票区	田家1丁目、田家2丁目、田家3丁目、吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1丁目、草水町2丁目、草水町3丁目	草水公会堂
第9投票区	柄目本、飯柳、滝谷町	柄目本公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	新津市農業協同組合大安寺出張所
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	満日小学校2年生教室
第12投票区	川口、結、福島、田島、荻島1丁目A	結幼稚園遊戯室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、荻島1丁目B、荻島2丁目、荻島3丁目、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目	荻川保育所遊戯室
第14投票区	市之瀬、党路津、長割	市之瀬小学校多目的教室
第15投票区	三枚湯、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦興野、戸出、四ツ興野、子成場、蔵曾根	小合小学校集会室
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小戸下組公会堂
第19投票区	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、程島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島氏子会館
第22投票区	朝日、割町	金津保育所遊戯室
第23投票区	古津、蒲ヶ沢	古津公会堂
第24投票区	金津、塩谷	金津公会堂
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大岡、岡田	大岡集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金屋、新郷屋	新聞中央保育所遊戯室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区、善道町1丁目、善道町2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戯室
第31投票区	秋葉1丁目、秋葉2丁目、秋葉3丁目	老人福祉センター秋葉荘
第32投票区	金沢町1丁目、金沢町2丁目、金沢町3丁目、金沢町4丁目	第二小学校音楽教室
第33投票区	新金沢町、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目	新金沢保育所遊戯室
第34投票区	南町1区、南町2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
第35投票区	美幸町1丁目、美幸町2丁目、美幸町3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがね町、車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目、車場4丁目、中野4丁目	荻川地区公民館展示室

本年四月には、全国一斉に統一地方選挙が行われます。これは、昭和二十二年から数えて十二回目となります。九十年代を迎え、地域の自立をめざした「地方の時代」から、地域自らが創造性を発揮し、その可能性を切り開く「地方新時代」に移り変わるものとして、今回の選挙は、「地方新時代」のかじをとる地方自治の方向を決定する大事な選挙です。

この数年の地方選挙の特色は、私たちの最も身近な選挙であり、しかも統一地方選挙を迎えて、今後の県政・市政に大きな影響を与えるにもかかわらず、概して投票率が低いことです。

これは誠に残念なことです。私たちは、このような選挙こそ、地方自治をもう一度しっかり見つめ直す必要があると思っています。

統一地方選挙を迎えて、古川光三郎
当市においては、県議会議員一般選挙が四月七日に、市議会議員一般選挙が四月二十一日に行われます。今後四年間の地方自治のあり方を方向づけるこの意義のある選挙に際し、有権者総参加のもとに、私たちの代表にふさわしい人物を選ばれるよう切に期待する次第であります。

「自分のまちのことだもの」
なお、選挙運動関係者の皆さんには、選挙のルールを良く守り、違反のない明るい選挙を実行されるよう強く希望いたします。



任期満了による新潟県議会議員一般選挙が、三月二十九日告示されます。投票日は四月七日です。今回選挙する県議会の議員定数は六十三人で、県内三十五の選挙区に分かれています。このうち、新津市選挙区では、二人の議員を選挙します。

投票できる人
新津市内に住所がある日本国民で、要件は次のとおりです。
□年齢が投票日当日二十歳以上であること(昭和四十六年四月八日以前に生まれた人)
□基準日(三月二十八日)前三か月以上新津市に住所があること(平成二年十二月二十八日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記録されている人)
※ただし、平成二年十二月二十九日以降に新津市に転入した人で、転入前に県内のほかの市町村の選挙人名簿に登録されている人は、その名簿にのっている市町村で投票することになります。この場合、「新津市に住所を移し、引き続き住所を有する者である」とことの証明書が必要で、証明書は市役所市民課で発行しています。

入場券の送付
入場券は三月二十七日以降、郵送でお届けします。もし、入場券が届かなかったり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、選挙管理委員会へお申し出ください。なお入場券が届いた場合でも、次の人は投票できません。ご注意ください。
□県外転出をした人
□県内転出をした人で、引き続き県内に住所を有する旨の証明書を提出しない人

投票の方法
投票所へ入ったら、受付へ入場券をお出しください。
受付では、入場券と選挙人名簿を対照して、本人であることを確認します。これが済んだら、入場券と引き換えに投票用紙を受け取ってください。
次に、投票記載所に用意してある鉛筆で、投票用紙の決められた欄内に、投票しようとする候補者一人の氏名を書いてください。投票の記載が済んだら、投票用紙を投票箱に入れてください。
代理投票・点字投票
身体が不自由な人など、自分で書くことができない人は、「代理投票」ができます。受付でお申し出ください。
また、目の不自由な方は、点字で投票できます。受付へ遠慮なくお申し出ください。

投票は 私たちと まちのコミュニケーションです